

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成27年8月31日提出
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 渡邊 豊彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田1丁目13-7
【事務連絡者氏名】	安田 信男
【電話番号】	03-5259-7401
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	CAM優先出資証券ファンド（為替ヘッジあり） CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（米ドルコース） CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（ユーロコース） CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（スイスフランコース）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成27年7月14日から平成28年7月12日まで） CAM優先出資証券ファンド（為替ヘッジあり） 1,000億円を上限とします。 CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（米ドルコース） 1,000億円を上限とします。 CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（ユーロコース） 1,000億円を上限とします。 CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（スイスフランコース） 1,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年7月13日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）のうち、平成27年8月28日をもってCAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（スイスフランコース）が償還となりましたので、その訂正を行なうため本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に更新・訂正いたします。下線部 _ _ _ _ _ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

継続申込期間 平成27年7月14日から平成28年7月12日まで

（継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

<訂正後>

CAM優先出資証券ファンド（為替ヘッジあり）

CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（米ドルコース）

CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（ユーロコース）

継続申込期間 平成27年7月14日から平成28年7月12日まで

（継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新され
ず。）

CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（スイスフランコース）

継続申込期間 平成27年7月14日から平成27年8月28日まで

（平成27年8月28日をもって繰上償還となりました。）

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託契約締結日から平成35年4月12日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が各ファンドにおいて1億口を下回る事となったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

CAM優先出資証券ファンド（為替ヘッジあり）

CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（米ドルコース）

CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（ユーロコース）

信託契約締結日から平成35年4月12日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が各ファンドにおいて1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

CAM優先出資証券ファンド 通貨選択型（スイスフランコース）

信託契約締結日から平成27年8月28日までとします。

（平成27年8月28日をもって繰上償還となりました。）

